

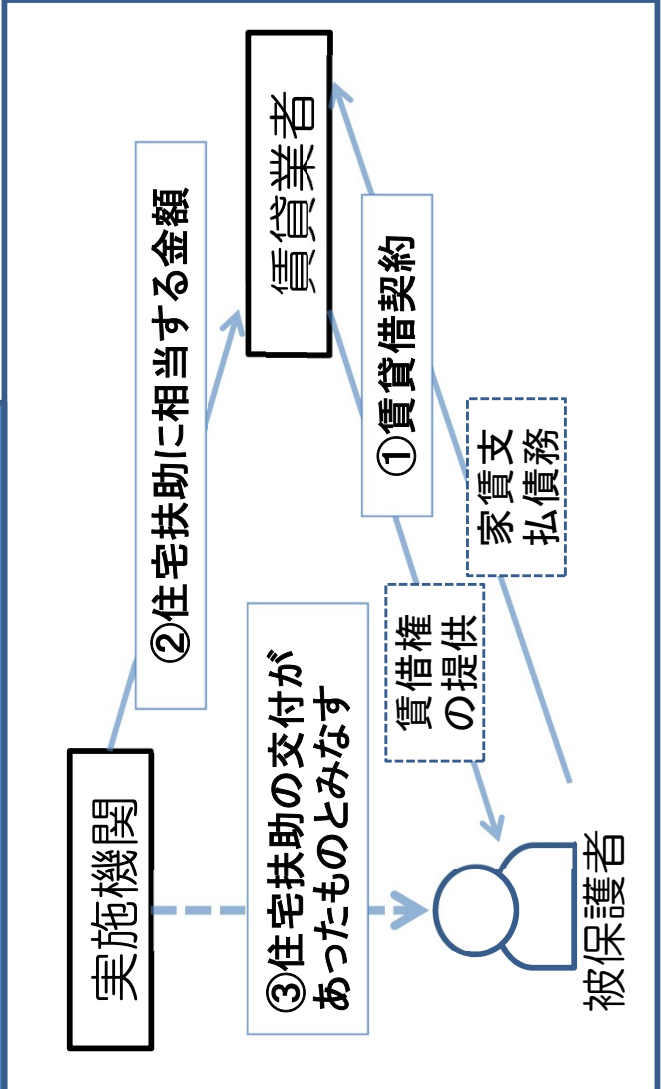
生活保護の住宅扶助における代理納付について

住宅扶助は、福祉事務所が生活保護受給者に代わり、直接賃貸業者に家賃を弁済する代理納付が可能。(生活保護法第37条の2)

- 住宅扶助費が家賃支払いに適確に充てられるよう、生活保護受給者に代わり福祉事務所が家主等に納付することを可能としている。あわせて、通常、家賃と一緒に支払う共益費(生活扶助)についても代理納付を可能としている。
- 代理納付制度のより一層の積極的な活用について、平成27年に全国の地方自治体あてに通知するとともに、毎年、地方自治体の生活保護担当を参集した全国会議で周知を図っている。
- 平成29年10月に施行された改正住宅セーフティネット法において、新たに、代理納付を推進するための手続きを整備した。
- ① 登録住宅(※)の賃貸人は生活保護受給者の家賃滞納等に係る情報を福祉事務所に通知することができる。
- ② 通知を受けた福祉事務所は、代理納付等の措置の必要性を判断するため、速やかに事実確認を行う。

※ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅

住宅扶助の代理納付の仕組み



住宅扶助代理納付実施状況

調査時点	住宅扶助支給 世帯数(A)	代理納付実施 世帯数(B)	代理納付実施 割合(B/A)
平成28年7月	1,385,278	304,642	22.0%
平成29年7月	1,389,578	317,501	22.8%
平成30年7月	1,386,639	322,514	23.3%
内 訳	公営住宅	245,554	147,318
	民営の 賃貸住宅	943,816	160,910
	その他	197,269	14,286
			60.0%
			17.0%
			7.2%

第1②

全国の精神保健福祉センター一覧(都道府県・指定都市：69カ所)

平成29年7月時点

自治体名	センター名	所在地	電話番号	自治体名	センター名	所在地	電話番号
都道府県				都道府県			
1北海道	北海道立精神保健福祉センター	札幌市白石区本通16丁目北6番34号	011-864-7121	36岡山県	岡山県精神保健福祉センター	岡山市北区厚生町3丁目3番1号	086-201-0850
2青森県	青森県立精神保健福祉センター	青森市三内字沢部353番地92	017-787-3951	37広島県	広島県立総合精神保健福祉センター	安芸郡坂町北新地2丁目3-77	082-884-1051
3岩手県	岩手県精神保健福祉センター	盛岡市本町通3丁目19番1号	019-629-9617	38山口県	山口県精神保健福祉センター	防府市駅南町13-40	0835-27-3480
4宮城県	宮城県精神保健福祉センター	大崎市古川旭5丁目7-20	0229-23-0302	39徳島県	徳島県精神保健福祉センター	徳島市新蔵町3丁目80	088-625-0610
5秋田県	秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通2丁目1番51号	018-831-3946	40香川県	香川県精神保健福祉センター	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎4階	087-804-5565
6山形県	山形県精神保健福祉センター	山形市小白川町2丁目3-30	023-624-1217	41愛媛県	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内	089-911-3880
7福島県	福島県精神保健福祉センター	福島市御山町8-30	024-535-3556	42高知県	高知県立精神保健福祉センター	高知市丸ノ内1丁目7-36 高知興林会館4階	088-821-4966
8茨城県	茨城県精神保健福祉センター	水戸市笠原町993-2	029-243-2870	43福岡県	福岡県精神保健福祉センター	春日市原町3丁目1-7	092-582-7500
9栃木県	栃木県精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町2145-13	028-673-8785	44佐賀県	佐賀県精神保健福祉センター	小城市小城町178-9	0952-73-5060
10群馬県	群馬県こころの健康センター	前橋市野中町368番地	027-263-1166	45長崎県	長崎こども・女性・障害者支援センター 障害者支援部精神保健福祉課	長崎市橋口町10-22	095-844-5115
11埼玉県	埼玉県立精神保健福祉センター	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-3333	46熊本県	熊本県精神保健福祉センター	熊本市東区月出3丁目1-120	096-386-1255
12千葉県	千葉県精神保健福祉センター	千葉市中央区仁戸名町666-2	043-263-3891	47大分県	大分県精神保健福祉センター	大分市大字玉沢字平石908番地	097-541-5276
13千葉市	千葉市こころの健康センター	千葉市美浜区高浜2-1-16	043-204-1582	48宮崎県	宮崎県精神保健福祉センター	宮崎市霧島1丁目1-2	0985-27-5663
14東京都	東京都立中部総合精神保健福祉センター	世田谷区上北沢2-1-7	03-3302-7575	49鹿児島県	鹿児島県精神保健福祉センター	鹿児島市小野1丁目1番1号 ハートピア鹿児島2階	099-218-4755
15東京都	東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢2-1-3	042-376-1111	50沖縄県	沖縄県立総合精神保健福祉センター	島尻郡南風原町宮平212-3	098-888-1443
16東京都	東京都立精神保健福祉センター	台東区東上野3-3-13プラチナ第2ビル	03-3834-4100	指定都市			
17神奈川県	神奈川県精神保健福祉センター	横浜市中区上野2丁目2番2-5-2	045-821-8822	51札幌市	札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西19丁目WEST19 4F	011-622-0556
18新潟県	新潟県精神保健福祉センター	新潟市中央区上2丁目2-3 新潟ユニゾンプラザハート館	025-280-0111	52仙台市	仙台市精神保健福祉総合センター(はあとと仙台)	仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191
19富山県	富山県心の健康センター	富山市越川459番1	076-428-1511	53さいたま市	さいたま市こころの健康センター	さいたま市中央区本町東4丁目4番3号	048-851-5665
20石川県	石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東2丁目6番地	076-238-5761	54横浜市	横浜市中区こころの健康相談センター	横浜市中区日本大通18番地KRCビル6階	045-671-4455
21福井県	福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36 織協ビル2階	0776-24-5135	55川崎市	川崎市精神保健福祉センター	川崎市川崎区東田町8番地バレール三井ビル12階	044-200-3195
22山梨県	山梨県立精神保健福祉センター	甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ3階	055-254-8644	56相模原市	相模原市精神保健福祉センター	相模原市中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはら7階	042-769-9818
23長野県	長野県精神保健福祉センター	長野市若里7-1-7	026-227-1810	57新潟市	新潟市こころの健康センター	新潟市中央区川岸町1-57-1	025-232-5551
24岐阜県	岐阜県精神保健福祉センター	岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内	058-231-9724	58静岡市	静岡市中区こころの健康センター	静岡市葵区榎木240番地	054-262-3011
25静岡県	静岡県精神保健福祉センター	静岡市駿河区有明町2-20	054-286-9245	59浜松市	浜松市精神保健福祉センター	浜松市中区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎4F	053-457-2709
26愛知県	愛知県精神保健福祉センター	名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 東大手庁舎	052-962-5377	60名古屋市中区	名古屋市中村区名菜町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	名古屋市中村区名菜町4丁目7番地の18 中村保健所等複合施設5階	052-483-2095
27三重県	三重県こころの健康センター	津市桜橋3丁目446-34 三重県津庁舎保健所等2階	059-223-5241	61京都市	京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0355
28滋賀県	滋賀県立精神保健福祉センター	草津市笠山8-4-25	077-567-5010	62大阪市	大阪市こころの健康センター	大阪府都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F	06-6922-8520
29京都府	京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流地町120	075-641-1810	63堺市	堺市こころの健康センター	堺市堺区旭ヶ丘中町4-3-1 健康福祉プラザ3階	072-245-9192
30大阪府	大阪府こころの健康総合センター	大阪府住吉区万代東3丁目1-46	06-6691-2811	64神戸市	神戸市精神保健福祉センター	神戸市中央区楠通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター3階	078-371-1900
31兵庫県	兵庫県立精神保健福祉センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3番2号	078-252-4980	65岡山市	岡山市こころの健康センター	岡山市北区鹿田町1丁目1番1号	086-803-1273
32奈良県	奈良県精神保健福祉センター	桜井市栗殿1000番地	0744-47-2251	66広島市	広島市精神保健福祉センター	広島市中区富士見町11番27号	082-245-7746
33和歌山県	和歌山県精神保健福祉センター	和歌山市手平2丁目1番2号	073-435-5194	67北九州市	北九州市立精神保健福祉センター	北九州市小倉北区馬借1丁目7番1号	093-522-8729
34鳥取県	鳥取県立精神保健福祉センター	鳥取市江津318番地1	0857-21-3031	68福岡市	福岡市精神保健福祉センター	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ3階	092-737-8825
35鳥根県	鳥根県立心と体の相談センター	松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ鳥根2階	0852-32-5905	69熊本市	熊本市こころの健康センター	熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルハルくまもと3階	096-366-1171

プレミアム付商品券事業について

- 消費税・地方消費税率の10%への引上げが**低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和**するとともに、**地域における消費を喚起・下支え**することを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費（事業費及び事務費）を**国が全額補助**。

1. 購入対象者

- （1）**2019年度住民税非課税者（課税基準日2019.1.1）** ※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。
- （2）**3歳未満の子が属する世帯の世帯主（商品券使用開始目標日<10/1>にできる限り近い基準日（6/1を想定））**

2. 制度概要

- 購入限度額：①上記1.（1）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）
②上記1.（2）の該当者：券面額 **2.5万円**（販売額 2万円）×3歳未満の子の数
※低所得者に配慮した分割販売を実施（5千円単位）
- 割引率：**20%（プレミアム補助額：5千円）**
- 使用可能期間：2019.10～2020.3までの間で市区町村の定める期間（**市区町村には2019.10.1使用開始を目標とするよう要請**）
- 取扱事業者：**市区町村内の店舗を幅広く対象として公募**（ただし、市区町村が、社会通念上、不適切と判断する商品等の除外は可。）等

＜適切な事業執行に向けた市区町村への要請事項＞

- ・ 商品券の1枚あたり額面は、地域の実情に応じ、利用しやすい額とすること（例：5百円）。
- ・ 商品券購入者等に対し、第三者への転売、譲渡は行わないで頂きたい旨の周知を行うこと。等

上記制度概要等に規定する事項以外は、各市区町村が独自に実施してきた商品券事業の実施方法など自治体が最も適切と考える実施方法を認め、自治体における迅速・円滑かつ効果的な事業執行を後押し。

3. 予算

- 31年度予算（案）：**1,723億円** ※30年度2次補正予算に96億円を別途計上

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、

- ・来年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
 - ・ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと
- を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

(1) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

(2) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村

(3) 支給対象者

以下のすべての要件に該当する者

- ① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）
 - ※1 支給対象者が基準日以後に死亡した場合は、対象児童に支給する。
 - ※2 支給対象者が基準日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合も、給付金を支給する。
 - ※3 児童扶養手当の受給者が「母（父）かつ養育者」であった場合、「母（父）」とみなす。

(4) 基準日

2019年10月31日

(5) 給付額

17,500円

※ 支給対象者：約10万人

(6) 費用

全額国庫負担（10／10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

第1⑤

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の概要

趣旨

皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日(祝日の扱い)とする。

概要

(1) 休日とする日の特定

- ・天皇の即位の日(来年(2019年)の**5月1日**)及び即位礼正殿の儀が行われる日(来年(2019年)の**10月22日**)は、休日とする。
- ・この法律の規定は、皇室典範特例法第2条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(2) 他の法令の適用

- ・上記の休日については、祝日法に規定する「国民の祝日」として、同法第3条第2項及び第3項の規定の適用があるものとする。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11

※祝日法第3条第3項

その前日及び翌日が「国民の祝日」である日(「国民の祝日」でない日に限る。)は、休日とする。

※10月22日は火曜日

- ・この法律により休日となる日は、他の法令における休日の規定が適用され、国、地方公共団体、銀行等が業務を行わない日となる。

(3) 法律の失効

- ・この法律は、皇室典範特例法が失効したときは、失効する。

施行期日

公布日施行

(参考:過去の立法例)

- ①昭和34年4月10日:皇太子明仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律
- 〔②平成元年2月24日:昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律〕
- ③平成2年11月12日:即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
- ④平成5年6月9日:皇太子徳仁親王の結婚の儀の行われる日を休日とする法律



Press Release

平成31年1月16日

【照会先】

年金局事業企画課

企画調整専門官 原田 悠希（内線 3579）

主 査 湯浅 大輔（内線 3580）

（直通電話） 03(3595)2793

政策統括官付情報化担当参事官室

室長補佐 市原 剛俊（内線 2245）

情報システム専門官 西 哲哉（内線 7678）

（直通電話） 03(3595)2314

（代表電話） 03(5253)1111

報道関係者 各位

マイナンバー制度における年金関係の情報連携の開始に向けた 今後のスケジュールについてお知らせします

マイナンバー制度における年金関係の情報連携については、情報連携の開始に向けて準備を進めてまいりました。

年金関係の情報連携が開始された場合には、各種手当の申請を地方公共団体等に行う場合の年金関係書類の添付や、年金関係の手続を行う際の課税証明書等の添付が不要となる等のメリットが生まれます。

今後、日本年金機構が平成31年1月下旬から地方公共団体等とのテストを行うなど、関係機関等との連携を図りながら、必要な準備等を進めてまいります。

情報連携の開始時期について、今後、以下のスケジュールを想定していますが、当該地方公共団体等とのテストの状況等を踏まえ、具体的な開始日時、対象手続等について追ってホームページ等でお知らせしていく予定としております。

【年金関係の情報連携の今後のスケジュール（現時点の想定）】

- ・ 日本年金機構等から地方公共団体等への情報照会

… 平成31年4月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

- ・ 地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会

… 平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定

1 生活保護受給者に対する就労支援の状況(平成29年度実績)

○ 生活保護受給者に対しては、就労能力や就労意欲に応じて就労支援を実施しており、就労・増収に一定数繋がる等の成果が見られる。

	事業概要	事業参加者数	就労・増収者数
①生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉事務所とハローワーク等の間で協定を締結し、就労支援ナビゲーターによる支援を中心に各種就労支援を実施する。	61,814人	40,244人
②被保護者就労支援事業	福祉事務所に配置された就労支援員が、ハローワークへの同行訪問、履歴書の書き方指導などによる就労支援を実施する。	79,600人	28,807人
③被保護者就労準備支援事業	一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。	7,541人	1,563人
④その他①～③以外で就労に関する取組を行っているもの	上記の他、各自治体独自の就労支援を行う。	5,636人	2,165人
合 計		154,591人	72,779人
【参考】実 数 (平成29年度就労支援促進計画実績評価全国合計値) ※ 事業対象者数 323,624人		事業参加者数 118,081人 (36.5%)	就労・増収者数 51,429人 (43.6%) (うち廃止者数) 9,076人 (7.7%)

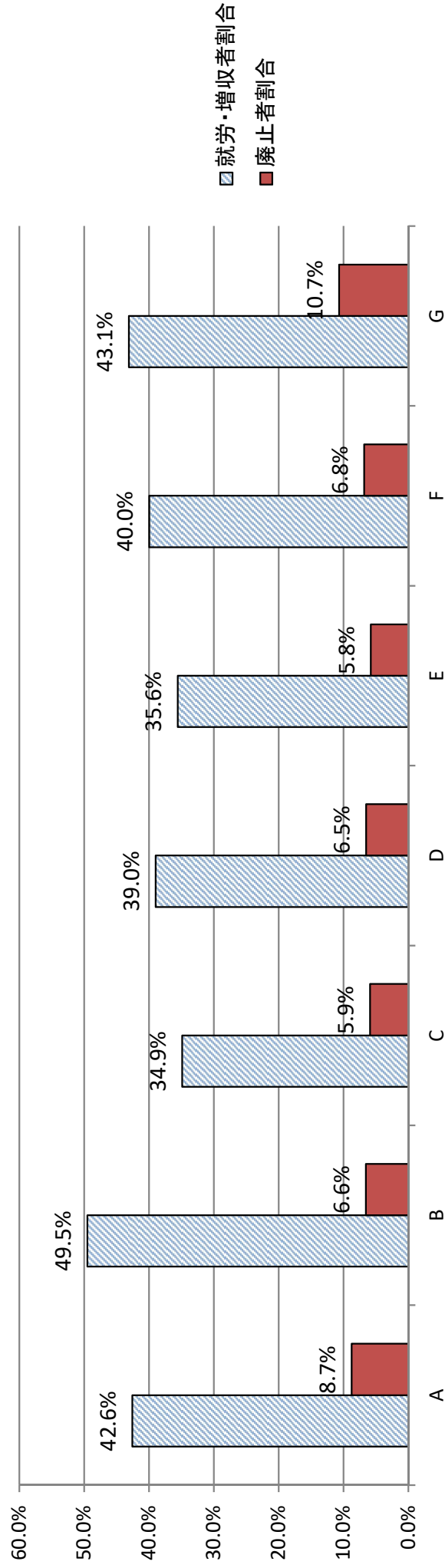
※1 ①の「事業参加者数」、「就労・増収者数」は職業安定局調べ。②③④は社会・援護局調べ (就労支援等の状況調査平成29年度実績)
 ※2 合計は、①②③④の合計であるが重複して支援を受けている者がいる。
 ※3 事業参加率は、事業参加者数を事業対象者数で除したものの。就労・増収者率および廃止率は、就労・増収者数、廃止者数を事業参加者数で除したものの。
 ※4 廃止者数は、就労・増収者数の内数。

2-1 就労支援の状況(世帯類型別)

- 事業参加者の6割強はその他の世帯に属する18歳以上65歳未満の者。
- 事業に参加した母子世帯の母の、約4割が就労・増収に結びついている。

	その他の世帯に属する 18歳以上65歳未満の 者A	母子世帯の母B	傷病世帯の 世帯主C	障害・傷病世帯に属する 18歳以上65歳未満の者D	障害世帯の 世帯主E	高齢者F	その他G	合計
事業参加者数（構成割合）	75,257 (65.4%)	14,218 (12.4%)	9,872 (8.5%)	4,979 (4.7%)	3,883 (2.9%)	2,648 (2.1%)	3,817 (4.0%)	114,674 (100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)	32,038	7,037	3,443	1,941	1,382	1,058	1,646	48,545
うち廃止者数	6,581	932	586	325	225	181	408	9,238

世帯類型別の就労・増収者割合および廃止者割合



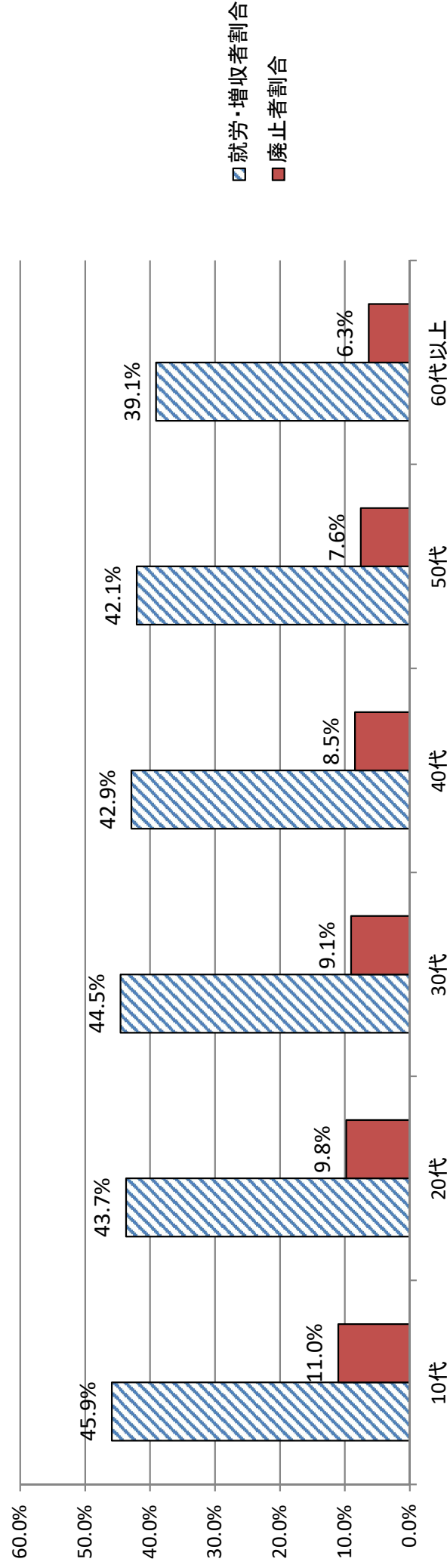
就労支援等の状況調査（平成29年度実績）によるものであり、就労支援促進計画の実績評価とは別の調査であることから、合計は一致しない。

2-2 就労支援の状況(年齢別)

- 事業参加者の7割以上が40代以上。50代以上でも4割を超えている。
- 若年者(10～30代)である方が、就労・増収者割合ならびに廃止者割合が高い傾向にある。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
事業参加者数（構成割合）	2,400 (2.2%)	9,932 (8.6%)	15,727 (14.4%)	30,416 (26.8%)	36,694 (31.5%)	19,505 (16.5%)	114,674 (100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)	1,101	4,341	7,006	13,042	15,432	7,623	48,545
うち廃止者数	264	973	1,425	2,572	2,773	1,231	9,238

年齢別の就労・増収者割合および廃止者割合



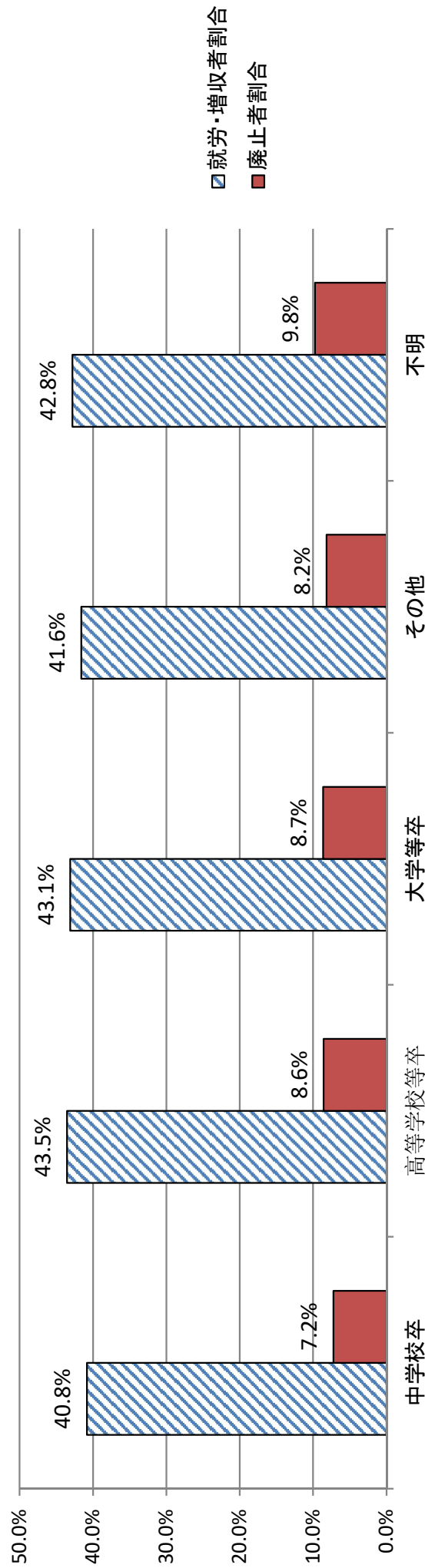
就労支援等の状況調査（平成29年度実績）によるものであり、就労支援促進計画の実績評価とは別の調査であることから、合計は一致しない。

2-3 就労支援の状況(最終学歴別)

- 事業参加者の最終学歴は、約9割が高等学校等卒以下。中学校卒の者は約4割。
- 就労・増収者割合及び廃止者割合は、大学等卒及び高等学校等卒が最も高い。

	中学校卒	高等学校等卒	大学等卒	その他	不明	合計
事業参加者数（構成割合）	46,854 (41.4%)	53,466 (46.9%)	8,427 (7.1%)	3,027 (2.8%)	2,900 (1.8%)	114,674 (100%)
うち就労・増収者数 (廃止者含む)	19,135	23,278	3,632	1,259	1,241	48,545
うち廃止者数	3,391	4,588	729	247	283	9,238

最終学歴別の就労・増収者割合および廃止者割合

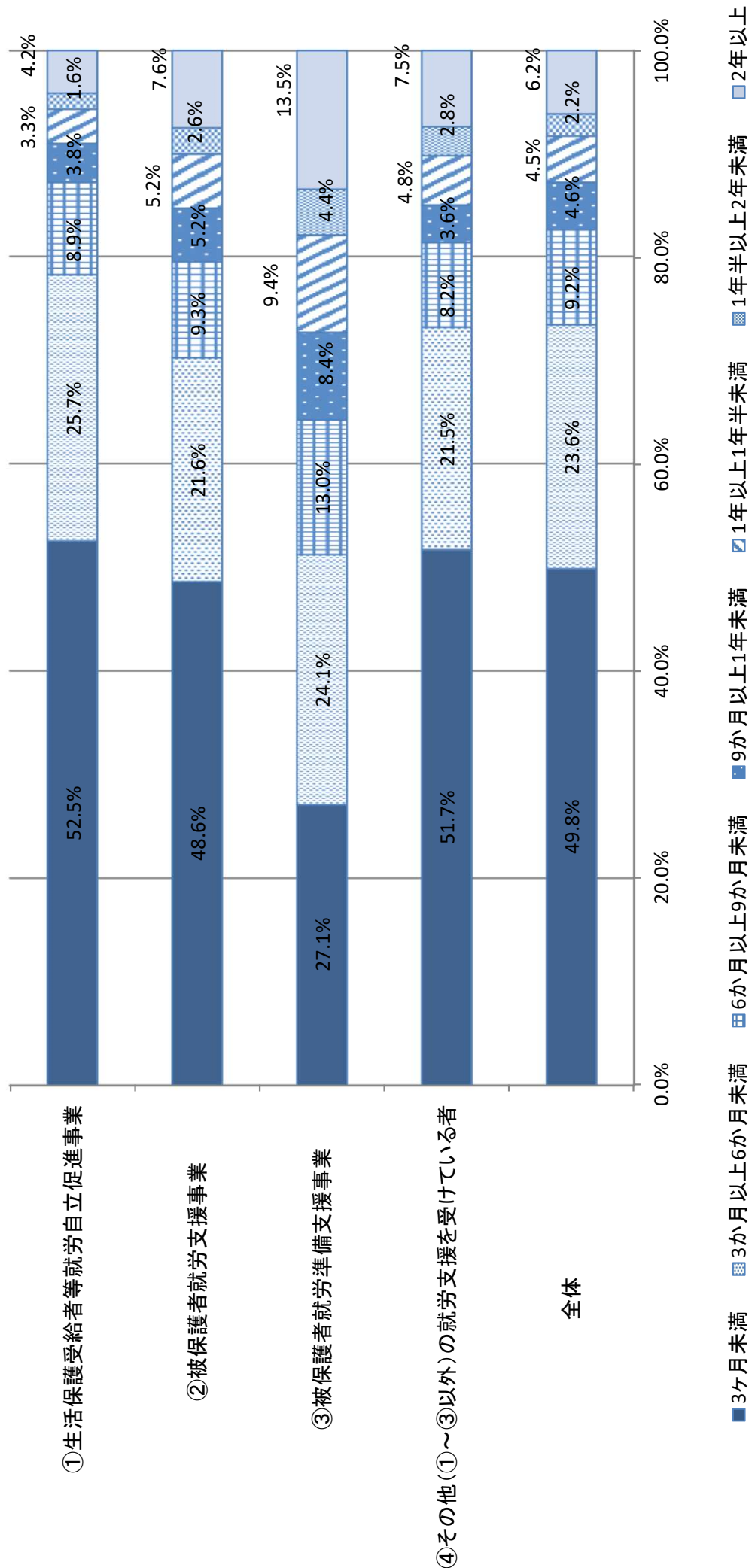


就労支援等の状況調査（平成29年度実績）によるものであり、就労支援促進計画の実績評価とは別の調査であることから、合計は一致しない。

2-4 就労支援開始から就労開始までの期間

- 就労・増収者のうち、約7割が支援開始から6ヶ月未満で就労開始となっている。
- 就労開始まで1年以上かかる者の割合が、全体では12.9%だが、被保護者就労準備支援事業では27.3%と約2倍となっている。

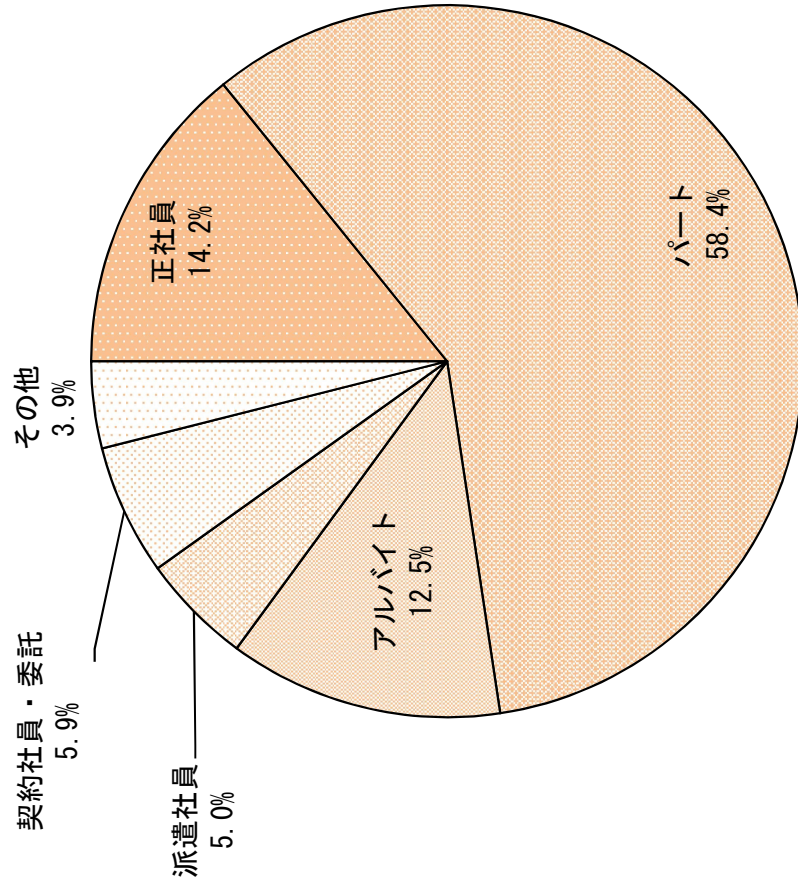
就労支援開始から就労開始までの期間



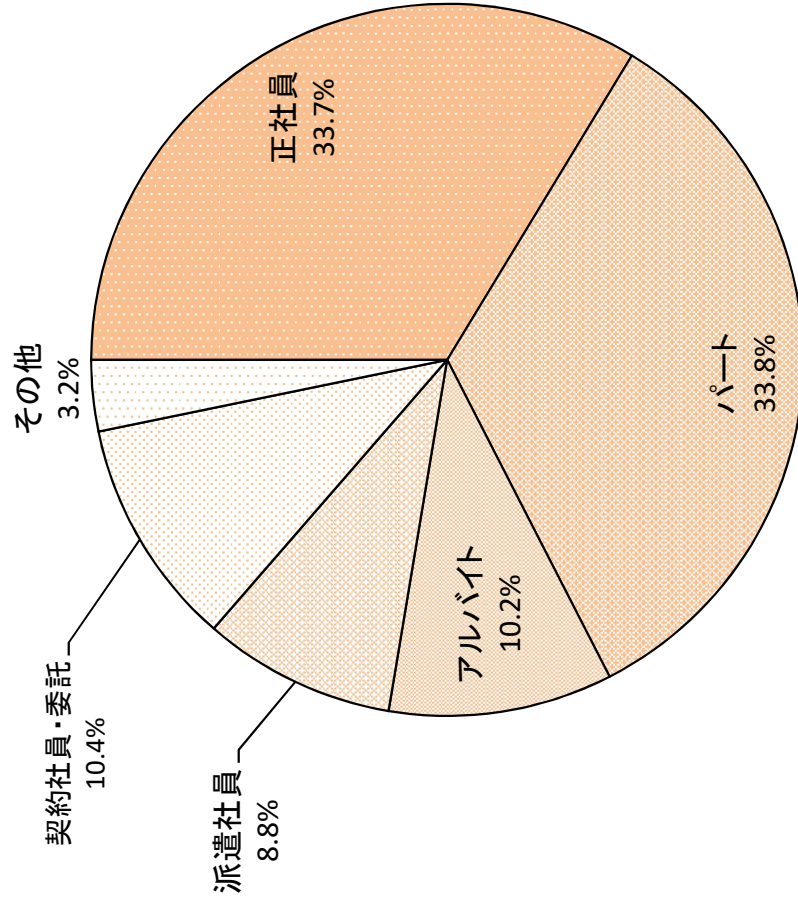
2-5 就労支援の実績(雇用形態)

- 就労・増収者の雇用形態は、正社員が14.2%、その他非正規雇用ではパートが58.4%と最も高い。
- 廃止となった者の雇用形態は、正社員が33.7%、その他非正規雇用ではパートが33.8%と高い割合を占める。

就労・増収者の雇用形態別割合



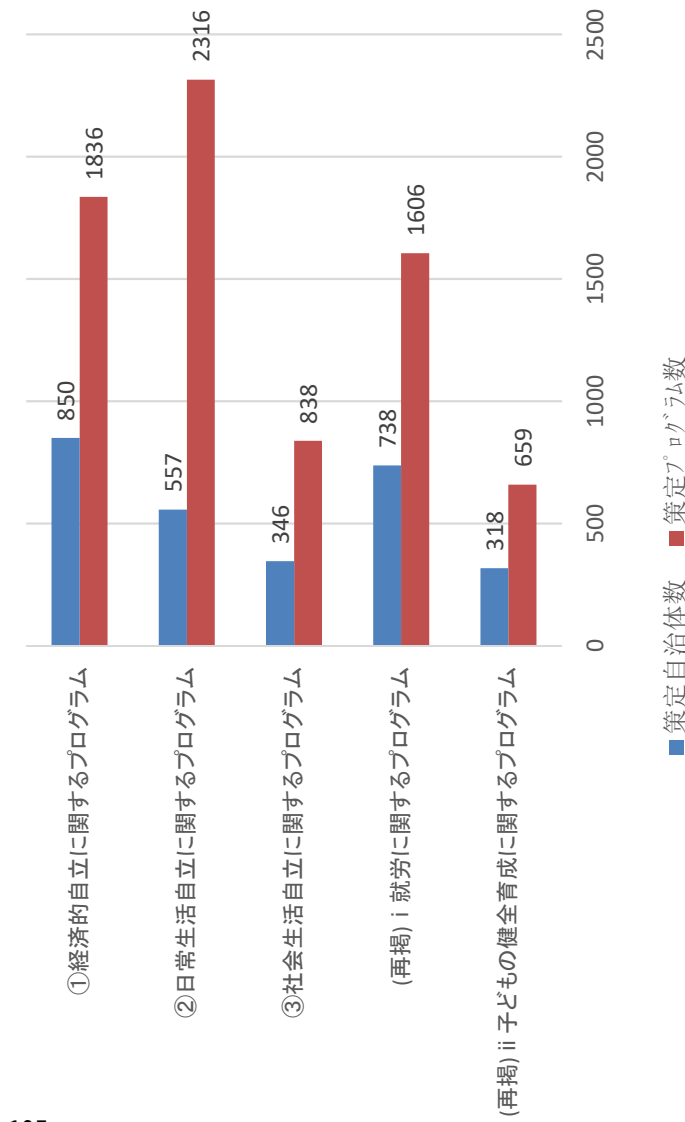
廃止者の雇用形態別割合



3-1 自立支援プログラム策定率(平成29年度実績)

○ 自立支援プログラムは、福祉事務所設置自治体の95.3%(859自治体)で策定され、中でも経済的自立に関するプログラムを策定している自治体が多い。

	策定自治体数(a)	策定プログラム数	策定率(a/901)	参加者数(7)	達成者数(i)	達成率(i/7)
①経済的自立に関するプログラム	850	1,836	94.3%	208,104	79,714	38.3%
②日常生活自立に関するプログラム	557	2,316	61.8%	137,303	103,324	75.3%
③社会生活自立に関するプログラム	346	838	38.4%	29,087	20,930	72.0%
(再掲) i 就労に関するプログラム	738	1,606	81.9%	94,209	40,191	42.7%
(再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム	318	659	35.3%	19,610	12,995	66.3%



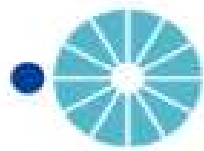
- ①経済的自立に関するプログラム
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して行うものを除く、経済的自立に関するプログラムの合計
- ②日常生活自立に関するプログラム
日常生活自立に関するプログラムの合計
- ③社会生活自立に関するプログラム
社会生活自立に関するプログラムの合計
(再掲) i 就労に関するプログラム
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの、
「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの、
上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの、
SV・CWのみで就労支援を行うもの、資格取得に関して支援を行うものの合計
- (再掲) ii 子どもの健全育成に関するプログラム
母子世帯の日常生活を支援するもの、引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの、「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの、(学習支援事業の活用以外で)中学生の高等学校等への進学、高校生の在学継続など、児童・生徒等に対して支援を行うものの合計

3-2 自立支援プログラム策定数・実施状況リスト(平成29年度実績)

プログラム内容	プログラム策定数 H30年3月末	プログラム実施状況	
		参加者数 (A)	達成者数 (B)
(経済的自立に関する個別支援プログラム)			
「生活保護受給者等就労自立促進事業」を活用して就労支援を行うもの	879	61,814	40,244
「被保護者就労支援事業」を活用して就労支援を行うもの	909	73,110	31,697
「被保護者就労準備支援事業」を活用して就労支援を行うもの	224	4,646	1,911
上記以外の事業を活用して就労支援を行うもの。	85	2,303	1,053
SV・CWのみで就労支援を行うもの	292	13,529	5,274
資格取得に関して支援を行うもの	96	621	256
年金裁定や年金受給権の再確認など、年金受給に関する支援を行うもの	137	75,660	31,519
その他の経済的自立に関する自立支援プログラム	93	38,235	8,004
(日常生活自立に関する自立支援プログラム)			
入院患者（精神障害者）の退院支援を行うもの	239	3,167	967
入院患者（精神障害者以外）の退院支援を行うもの	90	1,140	209
看護師や保健師の派遣など、傷病者の在宅療養を支援するもの	85	2,033	979
適切な障害福祉サービスの利用を支援するもの	124	1,391	353
生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うもの	83	11,198	3,087
薬局と連携した服薬管理・服薬指導を行うもの	32	158	158
居宅介護支援計画点検等の充実（適切な介護サービスの利用支援）を行うもの	50	1,126	352
在宅高齢者の日常生活を支援するもの	211	21,803	17,904
在宅障害者の日常生活を支援するもの	179	4,687	2,529
母子世帯の日常生活を支援するもの	121	1,047	368
多重債務者の債務整理等の支援を行うもの	512	4,282	1,600
金銭管理の支援を行うもの	144	3,768	3,133
「居宅生活移行支援事業」を活用して行うもの	51	731	253
「社会的な居場所づくり支援事業」を活用して行うもの	30	174	166
「居住の安定確保支援事業」を活用して行うもの	78	1,632	729
（居場所づくり事業以外で、）アルコール依存、ギャンブル依存者等の日常生活を支援するもの	49	33	22
外国人・帰国者等の日常生活を支援するもの	29	996	690
総合的に日常生活を支援するもの	110	71,233	66,041
その他の日常生活自立に関する自立支援プログラム	99	6,704	3,784
(社会生活自立に関する自立支援プログラム)			
ボランティア活動（福祉、環境等に関する地域貢献活動、公園清掃など）に参加させるもの	146	3,232	2,424
引きこもりの者や不登校児に対して支援を行うもの	172	1,913	605
元ホームレスに対して支援を行うもの	77	1,946	1,094
「子どもに対する学習支援事業」を活用して支援を行うもの。	241	11,951	7,808
（学習支援事業の活用以外で）中学生の高等学校等への進学、高校生の在学の継続など、児童・生徒等に対して支援を行うもの	125	4,699	4,214
その他の社会生活自立に関する自立支援プログラム	77	5,346	4,785

自立支援プログラム等の取組状況調査（平成29年度実績）

※ 達成者数は、自治体が定めたそれぞれのプログラムの目標を達成した者の人数。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

社会・援護局関係会議(H31.3.6)

高等教育の無償化について

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

高等教育の無償化について

(実施時期：2020 年4月 1日 / 通常国会に法案提出：2019年2月12日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（2018年12月28日関係閣僚合意）より】

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

（（2020年度の在学生（既入学者も含む。）から対象））

【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額（試算） 約7,600億円

（国：約7,100億円 地方：約500億円）

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール

2019年 夏頃 予約採用の手続開始

夏以降 対象大学等の公表

2020年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

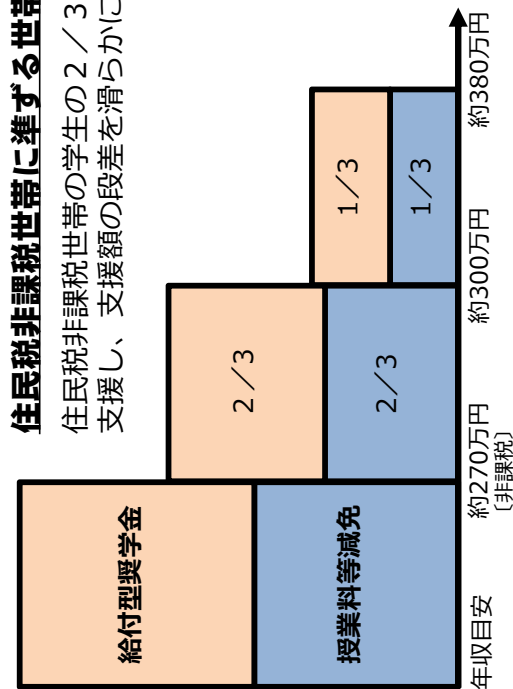
(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校		自宅生	約35万円
			自宅外生	約80万円
私立	大学・短期大学・専門学校		自宅生	約46万円
			自宅外生	約91万円

※高等専門学校の学生は、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育段階の教育費負担軽減」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

(参考)今後のスケジュール

- 今回の支援措置の実施のため、2019年の通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出（2/12）。
- 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

事項	2019年度			2020年度～
<u>給付型奨学金</u> ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構（JASSO）に申込		【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定	<既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ	支給開始（進学後）
<u>授業料等減免</u> ・進学後、学生が大学等に申請				【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認（JASSOと連携） ③授業料等の減免
<u>機関要件の確認</u> ・大学等が機関要件の確認を申請	【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認	対象大学等の公表		

高等教育の無償化の2020年4月からの実施に向けて (2019年度予約採用)

【現行制度】

- 給付型奨学金：年額24万円～48万円
(※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり)
- 授業料減免：各大学等が独自に実施

○高校等ごとの推薦枠あり

- ・高校等がJASSO (独)日本学生支援機構) のガイドラインに基づき策定した推薦基準に基づいて選考
- ・学業要件 (成績・意欲) のみならず、経済要件 (所得・資産) の確認にも高校等が関与
- ・資産要件の確認のため通帳の写しを学校経由で提出

○予約採用のみ (進学後の申請不可)

新しい制度の予約採用手続は、進学前の高校3年生等を対象として、本年夏以降に実施する予定です。
これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも進学の機会を確保できることとなる新たな支援措置の内容について周知をお願いします。

また、新しい制度では、高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学びの意欲を確認しますが、一方で、大学等への進学後には、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ります。

生徒が予約採用を申し込むに当たり、適切な進路指導を通じて、制度についての理解を促すとともに、進路意識や学習意欲があることについて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

(今後のスケジュールのイメージ) * 平成31年の通常国会に、関連法案を提出(2/12)

遅くとも5～6月頃 : **給付型奨学金の予約採用の募集案内**

(夏頃) : 支援の対象となる大学等の公表 (※機関連要件を満たす大学・専門学校が対象)

夏頃 : **予約採用の申込みの受付**

年内メド : 予約採用候補決定通知

4月以降 (進学後) : 学生が進学届を大学等を通じてJASSOに提出 → 給付開始

同 : 学生が大学等に授業料等の減免の申込み → 授業料等の減免開始

【新制度】 ※現在検討中の案

- 給付型奨学金：年額35万円～91万円に大幅拡充
(※大学・専門学校の場合。高等専門学校は5～7割の額を措置)
- 授業料減免：各大学等が法律に基づき実施

○高校等ごとの推薦枠なし

- ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学習意欲や進学目的等を確認。
(ただし、進学後には、学習状況に厳しい要件)
- ・**経済要件 (所得・資産)** についてはJASSOにおいて**確認**
- ・**資産要件の確認は自己申告による (通帳の写しの提出不要)**

○予約採用・在学採用を実施 (進学後の申請も可)